

城東区役所 随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度城東区広報誌「ふれあい城東」企画・編集業務委託	その他	株式会社ブンカ	5,148,000円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	地域福祉支援事業(ソーシャルインクルージョン推進事業～地域全体で考え支えあう地域福祉システムの構築～)	その他	社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会	23,503,000円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙	-
3	令和6年度城東区子育て応援情報誌「わくわく城東」発行業務委託	その他	株式会社マザープラス	3,022,320円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和6年度大阪市城東区こどもの登校・学習支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	8,440,960円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	令和6年度大阪市城東区不登校児童生徒支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	6,649,440円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

【 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeirivuu.pdf>

随意契約理由

本事業は、「社会的弱者を社会から排除するのではなく、地域社会の中でともに助け合って生きていく」というソーシャルインクルージョンの考え方のもと、全ての住民が住みなれた地域で自分らしく、安心して暮らせる地域づくりのために、地域の団体や企業、施設、学校等と連携を図り、平常時よりつながりを深めながら災害時に備えるとともに、地域の実情に応じた課題を解決できる地域福祉システムの構築をめざしていくものである。

具体的には、

(1) 災害時要配慮者支援事業

各校下に配置している「地域サポーター」が中心となって、地域における要配慮者の情報収集、リスト作成、実態把握、地域自主防災組織とともに要配慮者の避難支援システムを構築。

(2) 地域の特色ある福祉の取組支援事業

各校下に配置している「推進コーディネーター」を中心に、地域の実態を踏まえた特色ある福祉の取組支援を行う。

また令和4年度に策定した区地域福祉プランの着実な実現のため、定期的に地域の福祉の取組状況に関する共有を行い、良好な取組事例の横展開を進めるなど、区の地域福祉全体のレベルアップを行う。

(3) 新たな地域福祉活動支援事業

新たな地域福祉活動及び災害時要配慮者支援を促進する「地域福祉活動支援コーディネーター」を配置し、事業展開を図る。特に府市が進めている「スマートエイジング・シティの理念にもとづいたまちづくり」を推進している森之宮地域において、産官学医の多様な主体と健康寿命延伸等福祉のまちづくりに関する先導的な取組みを実践していく。また大阪公立大学と、地域の活性化及び人材育成に資する「域学連携」を促進するなど持続可能で創造的な地域共生社会の構築をめざす。

また、高齢者のみならず障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で社会の一員として暮らしていけるように平時から地域と顔の見える関係を築いていける支援を行う。加えて区内の医療機関や大学など地域資源を活かした活動を促進し、地域住民の福祉と健康の増進につなげる。

以上大きく3つの事業を行うこととしている。

このように、これらの事業は地域を基盤にしてさまざまな支援を行うもので、地域資源の活用・地域住民の協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。さ

らに地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等との間に信頼関係が求められる。そのためには、受注者が様々な地域支援や福祉事業の企画実施に関する実績等を有していることが必要である。

一方、区の社会福祉協議会は大阪市と連携して各種の地域福祉事業を行っており、地域福祉に関する豊富なノウハウを持っている。さらに、各地域の既存の地域福祉活動の取組内容・活動団体・ボランティアのネットワーク等や大阪市の地域福祉施策・制度に精通していることに加え、地域福祉アクションプラン策定段階から合同事務局として参画してきていることから、各地域の既存の地域福祉活動との連携・調整を効果的・効率的に行なえる団体である。地域福祉推進の取組の過程で取り扱う区民の個人情報の保護に関して信頼できることも同協議会の重要な要素である。平成26年4月には、区役所との間に地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。また、大阪市が実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」は、福祉局が、区の社会福祉協議会を地域福祉推進における経験と実績を有した唯一の団体として指定し、特名随意契約を結び業務委託しており、この事業との連携・協働も必要となっている。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、本事業の委託するにあたり、いたずらに経費面のみをもって、契約の相手方を選定することは、事業の推進にあたって必要となる各地域の既存の様々な地域福祉活動との連携や調整等が困難となるばかりではなくひいては「城東区地域福祉プラン」の着実な実現に支障が出るのが危惧される。

前述のとおり区社会福祉協議会は、当区と協働して活動を行っており、組織された目的から、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する、本事業の実施目的を満たす区内唯一の団体であり、本事業の目的に添った事業実施を行なえるのは同協議会において他にない。従って同協議会を特名し契約の相手方とする。